

# 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（第1回）

## 会議要録

日時：令和元年6月4日（火）  
午後3時00分～5時00分  
場所：市役所対策本部室

### 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 配付資料確認
- 5 委員及び事務局自己紹介
- 6 委員長・副委員長選出
  - (1) 委員長選出
  - (2) 副委員長選出
  - (3) 委員長・副委員長就任挨拶
- 7 議事・説明
  - (1) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の公開・運営に関する確認について
  - (2) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領について
  - (3) 成年後見制度を取り巻く状況及び国の成年後見制度利用促進基本計画の主なポイント
  - (4) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて
  - (5) 武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について
- 8 その他
- 9 閉会

### 配付資料

- 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 名簿
- 資料1 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会等設置要綱
  - 資料2 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の公開・運営に関する確認(案)
  - 資料3 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領(案)
  - 資料4 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 策定にあたって
  - 資料5 成年後見制度の現況及び計画策定における課題・論点について(久保田委員資料)
  - 資料6 リーガルサポート(司法書士)から見る成年後見制度の現況(利用状況)及び計画策定における課題・論点等(浮田委員資料)
  - 資料7 行政書士から見た、成年後見業務の現況(松丘委員資料)
  - 資料8 公益財団法人武蔵野市福祉公社における成年後見事業(小島委員資料)
  - 資料9 (武田委員資料)

### 【参考資料】

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)

成年後見制度利用促進基本計画について(平成29年3月4日閣議決定)

成年後見制度・市長申立て等について

- ・成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱
- ・武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱

区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)

成年後見関係事件の申立件数

成年後見人等と本人との関係別件数

### 【冊子資料】(当日会場にて委員用ボックス内に用意)

<計画書>

- ・武蔵野市第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画
- ・武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
- ・武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画

<調査報告書>

- ・武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査 報告書
- ・高齢者の介護予防・日常生活アンケート調査 要介護高齢者・家族等介護者実態調査報告書

<その他>

- ・平成30年 武蔵野の福祉

## 出席者(敬称略)

委員長・・・飯村史恵(立教大学コミュニティ福祉学部准教授)

副委員長・・・浮田哲郎(浮田司法書士事務所・司法書士〔公益社団法人リーガルサポート東京支部推薦])

委員・・・久保田聡(明日の風法律事務所・弁護士〔東京弁護士会多摩支部推薦])、松丘晃(吉祥寺行政書士事務所・行政書士〔公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ推薦])、武田嘉郎(武田社会福祉士事務所・社会福祉士(公益社団法人東京社会福祉士会推薦))、後藤明宏(特定非営利活動法人むさしの後見サポートセンターこだまネット)、赤池美都子(武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事)、赤川正和(多摩信用金庫価値創造事業本部)、田中透(公募委員)、蓬田恭子(公募委員)、小島一隆(公益社団法人武蔵野市福祉公社常務理事)

以上名簿順

※欠席：なし

事務局・・・森安東光(健康福祉部長)、横山充(健康福祉部地域支援課長) 他

傍聴者・・・1名

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

○松下市長から各委員へ委嘱状の交付

※委嘱期間：令和元年6月4日から令和2年3月31日まで

### **3 市長挨拶**

松下市長・・・この度は、皆さんには公私ともご多忙のなか、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員を快くお引き受けいただき誠に感謝します。

平成28年、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。高齢社会が進み、認知症や障害があることにより財産の管理、または日常生活等に支障がある方々を社会全体で支え合うことが喫緊の課題とされている。また、成年後見制度がこれらの方々を支える重要な手段であるにも関わらず、まだ十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用促進について総合的かつ計画的に推進していくことが必要とされている。成年後見制度の主たる目的は、意思決定の支援であるが、残念ながら武蔵野市内では、高齢者を対象とした特殊詐欺等が後を絶たない。市民の財産を守るという視点からも制度の周知・普及は必要と考えている。本市では公益財団法人武蔵野市福祉公社が中心となり、権利擁護事業、成年後見事業を実施している。また、専門職および関係者におかれても、後見人や福祉の関係者等として制度を支えていただいている。当策定委員会では、本市における成年後見制度の利用促進につながる施策・事業等についてさまざま検討をいただき、計画にまとめていくことが大切であると考えている。武蔵野市に即した計画を検討いただき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するため、委員の皆さんの理解・協力をお願い申し上げ、委嘱にあたっての冒頭の挨拶とさせていただきます。

○松下市長、公務のため退出

### **4 配付資料確認**

○事務局より配付資料の確認

### **5 委員及び事務局自己紹介**

○委員の自己紹介

○事務局職員の自己紹介

### **6 委員長・副委員長選出**

#### **(1) 委員長選出／(2) 副委員長選出**

○委員の推薦により飯村委員を委員長に、浮田委員を副委員長に、委員一同の賛成により可決された。

#### **(3) 委員長・副委員長就任挨拶**

委員長・・・昨今、人権や権利の対極にあるような心痛む事件も多く、ここ数日も発生している。このしくみそのもののなかにさまざまな問題点や課題があろうかと思うが、現場のさまざまな課題等を浮き彫りにして、それに対応する施策・事業を計画として策定していくことが重要であると考えている。そういう意味で、制度や新しいしくみへ

の提言等も含め、忌憚のない意見をいただきたい。また、今回は公募委員が2名参加されている。今、計画やしくみのなかに、市民の声を反映していくことが求められているので、それも含めてよろしくお願いしたい。

副委員長・・・私としては、特に実務面では精通していることもあり、知識を活かしながら、委員長を支えていきたい。また、武蔵野市には独自の制度も多々あるので、それらを活かしながら、皆さんとよりよい基本計画を策定していきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

## 7. 議事・説明

### (1) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の公開・運営に関する確認について

### (2) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領について

○事務局より資料2「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の公開・運営に関する確認(案)」、資料3「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領(案)」の説明

委員長・・・今、説明のあった案件で何か質問や意見があればお願いしたい。(一特になし)  
特になければ原案のとおり、承認いただけるか。(一異議なし)  
それでは「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会傍聴要領(案)」から「(案)」の文字を取り、承認いただいたものとする。

○傍聴者入室(1名)

### (3) 成年後見制度を取り巻く状況及び国の成年後見制度利用促進基本計画の主なポイント

### (4) 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて

### (5) 武蔵野市における成年後見制度の利用状況及び計画策定の論点等について

○委員長より資料4「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 策定にあたって」1～6ページの説明

○事務局より資料4「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 策定にあたって」7ページ以降の説明

委員長・・・本委員会には委員としてさまざまな関係団体等から参加いただいていることもあり、本日は5名の方から利用状況、計画策定の論点等を発言いただきたい。

○久保田委員より資料5「成年後見制度の現況及び計画策定における課題・論点について」の説明  
久保田委員・・・個人的には裁判所から弁護士会に推薦の依頼というルートが最も多い。裁判所に行き、申立てに至るまでというのは、在宅で自宅に入っているヘルパーから地域包括に情報があがり、そこから市長申立てとなり、自治体によっては社会福祉協議会につなげて申立てるというルートが圧倒的に多いと感じる。他には自薦という形で、申立ての段階から関与するケースもある。主にその2つのルートであり、家族や個人が法律相談にお見えになり、そこから後見の申立てにつながっていくというケースは私自身も含め、それほど多くないと感じている。

動向としては、資産5千万円超えの場合、監督人をつけるという運用が数年前から始まり、その影響もあって監督人の案件は増加傾向にある。

弁護士が関わる後見は紛争案件が多いと言われているが、一般的なイメージほど多くはなく、また、弁護士の後見人、担い手不足という実感は私自身ないし、そういう声を周りから聞くことも少ない。

裁判所の運用もあるので、ここで申し上げるのが適切かわからないが、紛争案件であれば弁護士、身上監護がメインであれば社会福祉士というように縦割りのイメージがある。そうではなく地域で、武蔵野市で情報を共有、連携を図っていくといったしくみづくりが大切ではないか。また、その前段階としてアウトリーチと言うか、弁護士では支援を必要とされる方と最前線で接する機会がほとんどないので、その把握したニーズを共有できるようなしくみづくりができるとよい。

また、監督案件は監督案件として運用する必要もあるため監督機能、裁判所がパンクしているという印象があるので、それに代わるということではないが監督機能を強化できる地域でのしくみづくりもあるべきかと思う。

それと、報酬助成の拡充をしていただけるとよい。

#### ○副委員長より資料6として「リーガルサポート（司法書士）から見る成年後見制度の現況（利用状況）及び計画策定における課題・論点等」の説明

副委員長・・・司法書士は個人事業主だが、成年後見に関しては受け皿となる「リーガルサポート」という社団法人を立ち上げ、個々の司法書士は「リーガルサポート」の会員として成年後見の事件を受任する体制を取っている。「リーガルサポート」では家庭裁判所に会員の名簿を提出し、専門職という取り扱いを受けて成年後見事件を受任している。

リーガルサポート東京支部では、事件はこの10年間微増傾向にあり、現在会員一人あたり平均7件程度担当している。

まずは中核機関の明確化である。地域連携ネットワークをどう構築していくのかということに注視し、司法書士がそこにどう関与していけるのか検討しているところである。

中核機関等に対して期待することは3点、まず「後見ニーズの把握と情報集約（早期発見）」である。お金を失ってしまってから来られても遅い。2つめは「中核機関による申立て支援（マッチング）」である。どのような後見人が該当の事件に適任かということについては、今後中核機関の判断が必要であり、その体制をどう整備していくかということ。3つめは「中核機関による申立後の支援」である。従来、後見人がついたあとは、行政は手を引いてしまう感があったが、利用促進法では後見人がついたあとの支援もしっかり行うということが書いてある。それは親族後見人は当然として、専門職後見人も支援するよう書かれているので、そこも課題となる。また、申立後の支援、後見人を支援していくことからすると、誰が後見人になっているかを中核機関が把握していなければならないので、その情報集約等をどのようにしていくのかというのが大きな課題である。

○松丘委員より資料7「行政書士から見た、成年後見業務の現況」の説明

松丘委員・・・東京都行政書士会で立ち上げた公益社団法人成年後見支援センターヒルフェは、成年後見人の育成、制度の啓蒙活動を実施している。平成30年度時点の名簿登載者は187名、受任件数は244件である。

家裁に毎年名簿を提出し、話をする機会を設けているが、行政書士の認知が家庭裁判所にされていないのか、現在のところ他の士業のように家庭裁判所からの紹介案件はないが、区市町村や地域包括、または市民からの相談等から受任につながっている。

武蔵野市がということではないが、個人的に感じていることは、後見人として選任されると、そのあとは被後見人と後見人、あるいは後見人と施設等入所者であれば、その職員のみのつながりになってしまい、行政が手を引いてしまうケースがある。基本的に監督しているのは裁判所かもしれないが、何か思案する事案があっても家庭裁判所に相談しても、よい・悪いを明確にせず、後見人個人の判断に委ねるといった回答になることが多いため、今後できてくるであろう中核機関でしっかりと動ける体制があれば、後見人の立場からしても大変有意義かと感じる。

○武田委員より資料9「武田委員資料」の説明

武田委員・・・社会福祉士の場合、各推進機関から権利擁護センター「ばあとなあ」に後見人紹介の依頼の連絡がくる。基本的にはそれが私どもの会員にメーリングされ、それを見た会員の立候補で決まる。「ばあとなあ」に紹介を依頼されるケースで多いのは、精神障害や認知症等により自身の意思が確認しづらい方が多い。そのほか、家族がいない、あるいは家族の支援を受けられず孤立している方の依頼も多い。現在「ばあとなあ」の会員の平均受任件数は1、2件であるが、社会福祉士には排他的独占業務がないため、ほとんどの方がケアマネジャー、病院の相談員、市職員として勤務されており、受任した場合、休日返上、やむを得ない場合は勤務先に休暇届を出して活動している。

現行制度の枠内という限界があると感じている。例えば後見は保佐をなくし補助一本にする、その補助にしても流動資産の管理期限は無限につくのが今の状況であるため、時限的につけていくという方法も考える必要がある。

また、私どもの報酬は本人からいただくわけだが、利害対立しないよう、例えばドイツのように国庫でケアの時間で計算するという手法も考えられるのではないかと。利用促進法は、福祉的観点からの運用が十分でなく利用のメリットが感じられないため、利用促進計画の実施にあたって、地域連携ネットワークを構築することは、地域で共通の問題意識を持ち、各構成員の連携のためにも有効である。このネットワークで決定的役割を果たすのは中核機関であり、権利擁護支援・成年後見制度利用促進の全体的な構想と司令塔機能、地域連携ネットワークの事務局機能、個々の権利擁護支援・成年後見制度の利用とそれらのモニタリング、バックアップに関する専門的判断の進行管理機能という3つの重大機能をもつものである。

また、現状、成年後見推進機関はそれほど市民に周知されていないため、相談窓口とともに中核機関とネットワークが市民に明確化されることが利用促進のひとつの

側面をなすだろう。

実際の流れは、対象者の発見、相談、成年後見の申立てまたは他施策利用、チームでの財産管理と身上監護が進められ、裁判所への定期報告の際に、それらが妥当なものかモニタリングするということになる。特に誰もがどこでも利用可能という面から、必要者の発見は利用促進の重要な出発点となる。相談にあたってはアウトリーチによる相談も含め、相談窓口の明確化が重要であり、あわせてアセスメントでは、本人のニーズをしっかりと位置付けることが肝要である。さらに後見制度の利用開始にあたっては、それまでの関係者も含めてチームを結成し、複眼で見ていくことが大切である。一方で、地域福祉権利擁護事業の利用者の1/3が後見制度利用に移行しているという実態から、同事業利用者の追跡的モニタリングをして判断力の変化を見定めることも重要になってくる。身上監護重視の考えに即し、親族後見にあわせて市民後見人の養成にはさまざまな工夫が求められる。

#### ○小島委員より資料8「公益財団法人武蔵野市福祉公社における成年後見事業」の説明

小島委員・・・福祉公社が成年後見の受任している背景についてお話したい。福祉公社は昭和55年12月に設立され、翌年4月に事業開始となったが、それより前に2つの報告書によって方向性が示されている。報告書では、在宅高齢者が終生利用できる体系的・一貫的・総合的な在宅高齢者向け福祉サービスを独自に創造し、そのサービスは有償で提供する、それを担うのが福祉公社であるということ、それとリバースモーゲージ（福祉資金貸付事業）のことが書かれており、これらを実現するために福祉公社が設立されているということである。

有償在宅福祉サービス事業は、昭和56年に始まり、専任のソーシャルワーカーと看護師が総合的かつ多面的にサービスを行うということで、定期訪問から没後処理まで幅広く対応していた。それにあわせて食事サービスや家事援助介護サービス等を行っていた。この面が身上監護にあたるものである。有償在宅福祉サービスの実施により、利用者の金銭管理ニーズが必要という課題が出てきたこともあり、昭和59年4月から財産保全サービスを開始し、平成12年10月にリニューアルして独自の権利擁護事業の開始となった。独自の権利擁護事業は、成年後見における財産管理と同様の広い守備範囲になっていたため、有償在宅福祉サービスの基本サービスとあわせて、ほぼ成年後見と同様のサービス提供が可能となった。こうした背景により、平成13年から福祉公社が法人後見を受任するものとなった。

なお、平成27年4月から、有償在宅福祉サービス等を見直しを行い、「つながりサポート事業」等を実施し、平成29年3月からは有償在宅福祉サービスや独自の権利擁護事業を休止している状態となっている。

平成27年から28年に福祉公社での成年後見の受任数が急激に伸びたが、従来の有償在宅福祉サービス、独自の権利擁護事業を廃止するにあたり、利用者を成年後見に移行していったためである。

「権利擁護センター」のリーフレットをご覧くださいと、福祉公社ではさまざまなサービスを実施している。これらを含めて、本人の身体状況や財産状況、生活実態等をトータルにとらえて、さまざまなサービスにつなげていく、成年後見ありきで

はなく、本人にとって最も適したサービスを行っていくことが福祉公社としては大切である。そういう意味では、後見相当となる保佐、補助がなかなか活用されていないため、活用できる環境を整えていく必要があると考えている。なお、今年の5月28日現在の公社の受任件数は134件、そのうち後見は106件、保佐16件、補助8件ということで、後見の占める割合が多い。実際に私どもに話が来た時には厳しい状況で、後見しかないというケースが多いこともあり、早い段階でキャッチしてさまざまなサービスにつなげられるような制度になるとよい。

また、福祉公社が今後中核機関を担うかどうかはともかく、中核機関としての業務と法人後見受任との公平性、透明性等の確保が必要ではないかと考えている。

最後に資料には書いていないが、報酬の助成についても見直しを検討していただくと助かる。

委員長・・・それでは質疑を含む、意見交換に入りたい。

委員・・・私は後見制度全体については、先生方とは知識や情報量にかなり差があるということからの意見になるのだが、後見制度が普及していないなかで、どのような方がどのようなことで困っていて、世の中のどこで不都合が生じているのかというリアルな話が聞けると、計画を策定していく上で課題から施策が明確にしやすいと思う。今の説明からは現実的な状況が見えてこなかったもので、その辺りの情報をもっと提供していただけるようご検討願いたい。

委員長・・・それぞれの専門職の立場から見たお話ということもあろうかと思うが、この委員会では、計画としてどのあたりをターゲットにしていくかということ、また今年度末には市としての計画策定がゴールになっているので、それらも含めて事務局と相談させていただくということよろしいか。

委員・・・はい。

委員長・・・他に意見や質問があれば伺いたい。

委員・・・家族代行、例えばご主人が認知症になったときの居宅介護支援事業者との契約の際も、その配偶者がいいと言うならいいみたいなところがたくさんある。障害者における施設の入所契約でも親ならいいということがたくさんあるため、後見制度が進まない面もあるのではないかと。逆に言えば、認知症の母親の面倒を娘がみていて、母親の費用支払いの際に、私的な買い物もしてしまう、ひどいときは財産侵害になる、ということもあるのではないかと。

委員長・・・基本的には福祉サービスが契約制度になったこともあり、このしくみがかなりクローズアップされたという面はある。ただし、民法で言われている法律行為は抽象的な概念でわかりにくい面もあり、それが成年後見人の仕事となる。実際に法律行為とされているものでも、実は対象に入っていないことでも、やむを得ず後見人の方がなさっているということも含まれている。そうしたことも含め、わかりやすい資料を提供していただき、今後議論していきたい。

委員・・・介護現場のなかで、高齢者、軽度から中程度の認知症の方から、家族に意思決定ができないと判断され、すべて管理されてしまわれている自分が悲しいという声をよく聞く。そもそも地域では後見制度とはどのようなものか知らない、理解していないという人も多いため、この制度をうまく活用していただくことを、十分周知して

いくことが大事だと思う。

それと先ほど各先生から話があったように、中核機関をどこが担っていくかということが今後大事な課題である。

また、地域の中ではお金がないからと最初からあきらめている人も多く、そこは無償ボランティアで活動されている地域の方たちを活用し、情報交換・提供をしていくことをぜひ検討いただきたい。

軽度から中度の認知症の方の感情ははっきりしていて、自分で意思決定ができないのは、その都度とてもつらいことである。忘れてしまうため、嘆くのは一時のことかもしれないが、本音を把握していくのは大変なことなので、専門的な判断、掘り起こしは必要だと思う。その辺りは検討いただきたい。

委員・・・介護や医療の現場に関わることも多いのだが、本人が判断しづらくなってくると、私たちとしても家族に判断を委ねるケースが多くある。家族も自分が意思決定をしなければと思っているケースがかなり多いようだ。私は悪用する方はそれほど多くないと信じているのだが、家族が本人に代わって意思決定しなくてもよいということは周知していく必要があるだろう。

委員長・・・家族の位置というのは、このしくみのなかで大変大事な部分であると思われるので、今後意見交換などをしながら深めていきたい。

委員・・・障害者の場合、高齢者とは異なり、後見の期間が長期にわたる。家族の方は財産保全は当然だが、身上保護のことを最も心配される。成年後見が大事なのはわかるが、障害のことをよくわかっていない人が突然やって来て、今後はこの方が息子（娘）さんの成年後見人となると言われても、どのように本人と意思確認をしあうのかといった懸念、しかも後見人が一度決まると、その人が本人とあわない場合、後見人変更はできるのかということも家族としては心配で、なかなか踏み出せないでいるのが現状である。かと言って、家族が後見人になろうとしても裁判所が認めてくれないため、よい成年後見人に出会いたいというのが一番多く聞かれる意見である。そうしたしくみも法改正で地域の中でうまくできるとよい。

委員長・・・その点も次回以降議論していきたい。

本日は多くの発題があったが、先生方から補足等はあるか。（一特になし）

意見交換は本日の提起も含めて、次回関連したものを取り上げていくが、本日のうちに何かあればお受けする。（一特になし）

## 8. その他

事務局・・・次回の日程は8月27日（火）を予定している。詳細はメールにて連絡させていただくのでよろしくお願いしたい。

最後に、健康福祉部長より挨拶をいただく。

健康福祉部長・・・委員の皆さんには長時間にわたり闊達な議論をいただき感謝する。皆さんからいただいた課題は私なりに5点ほどあったと認識している。専門的見地からの課題提起であったが、まずは地域のニーズに直接接しているのは介護サービスを提供される方々や地域包括、あるいは私ども行政であるが、それを専門職の先生にどうつないでいくのかということが1つ大きな課題であること。

2つめ、報酬助成制度の必要性を痛感した。今も市長申立ての案件などのほとんどは報酬の支払いができない方々で、それを福祉公社に依頼するケースが多いのだが、それに対する報酬助成制度、これは福祉公社に限らず報酬助成制度の充実が必要である。

3つめ、中核機関のあり方は大変重要な議論の対象となると考えている。専門職の後見人の先生方であったとしても、申立て後もしっかりと支援をしていく必要があるということを実感した。そういうことができる中核機関が必要だと思われる。

4つめは、福祉的な観点からの身上保護を含めた成年後見が求められているということから、とりわけ私ども行政では、本年度は意思決定支援について進めていきたいということから、エンディングノートやACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取り扱いをテーマとしてあげている。意思決定支援を進めていくことが、この成年後見制度利用を推進していく上で大変重要なキーワードになっていくと感じていたし、もう1つ大事なことは自立支援もあるのだということである。成年後見が入る以前の段階から自立支援をしながら、その方の本当の意思をどれだけくみ取っていただけるかということかということである。

そして最後に最も大事なことは制度の周知である。先日、NHKの「クローズアップ現代+」を観ていたら、成年後見制度よりも家族信託の方がよいといったニュアンスの内容で、かつ中途半端な終わり方であったため、言わんとしていることがよくわからなかったのだが、そういうことが市民の不安にも結びついているのかと思っているので、どのような方向での周知が最も有効かということ、委員の皆さんからも次回意見をいただくが、それを踏まえた論点整理をして、再度皆さまに議論をいただき事務局で整理していきたい。

本日は長時間にわたり貴重な意見をいただき感謝する。

委員長・・・この制度をきちんと市民ひとり一人に伝えていくためにも、単なる用語の解説だけではなく、中身としてどのようなものか、成年後見制度が何を目指しているのかということ、具体的な伝えていく必要がある。例えば財産管理と言っているが、財産とはどのようなものを想定しているのかといったこと、また武蔵野市福祉公社で行われていた日常的な金銭管理との関連も実はきちんと整理がされていないのである。次回は本日発題のなかった委員の方々にも発題していただくことになっているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

## 7. 閉会